

広島市報

定期第990号
平成24年11月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則
(第90号) 3

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者
又は指定介護予防サービス事業者の指定 4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の
廃止 4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス
事業者又は指定地域密着型介護予防サー
ビス事業者の指定 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療
機関(精神通院医療)の指定 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための医療を担
当する機関の指定 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による指定医療機関の廃止 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための施術者の
指定 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための施術者の
廃止 5
- 公印の印影印刷 5
- 出納員の事務の一部委任 4件 5
- 開発行為に関する工事の完了 6
- 広島市文化交流会館のホール施設の呼称 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための施術者の
指定 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための施術者の
廃止 7
- 路上駐車場の休止 7

- 物品分任出納員の事務の一部委任 7
- 自転車等の所有権の取得 7
- 開発行為に関する工事の完了 7
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及
び指定介護予防サービス事業の廃止 7
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の
廃止 8
- 介護保険法による指定居宅サービス事業又
は指定介護予防サービス事業の廃止 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の届出事項の変更の届出 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店
舗の変更の届出 3件 8
- 公共下水道の供用開始 10
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の
処理開始 11
- 河川法による河川工事の施行 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による介護扶助のための介護を担
当する機関の指定 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による指定介護機関の事業の廃止 12
- 広島市市税条例による寄附金の指定 12
- 物品分任出納員の事務の一部委任の解除 12
- 広島農業振興地域整備計画の変更 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための医療を担
当する機関の指定 2件 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による指定医療機関の廃止 2件 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による指定医療機関からの変更の
届出 2件 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関
する法律による医療扶助のための施術者の
指定 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

- 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....14
- 自転車等の所有権の取得.....14
- 平成 24 年第 4 回広島市議会臨時会の招集.....14
- 市営住宅の家賃の変更.....15
- 計量法による特定計量器の定期検査の実施.....15
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....16
- 開発行為に関する工事の完了.....16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出.....16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....17
- 広島市市営猿猴橋町駐車場の一部廃止.....18
- 昭和 45 年広島市告示第 47 号の一部改正.....18
- 放置自転車等の撤去（中区）.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件.....18
- 放置自転車等の撤去（中区） 4 件.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....19
- 放置自転車等の撤去（中区） 3 件.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....19
- 放置自転車等の撤去（中区） 3 件.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....20
- 放置自転車等の撤去（中区） 3 件.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....20
- 放置自転車等の撤去（中区）.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....20
- 放置自転車等の撤去（中区） 2 件.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....21
- 放置自転車等の撤去（中区）.....21
- 放置自転車等の撤去（東区） 5 件.....21
- 区出納員の事務の一部委任（東区）.....22
- 放置自転車等の撤去（東区） 2 件.....22
- 建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....22
- 放置自転車等の撤去（南区） 4 件.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....23

- 放置自転車等の撤去（南区）.....23
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....23
- 放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....23
- 建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....23
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（南区）.....23
- 建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....23
- 放置自転車等の撤去（南区） 4 件.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....24
- 放置自転車等の撤去（西区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）.....24
- 平成 24 年広島市告示（西区）第 41 号の訂正告示（西区）.....24
- 放置自転車等の撤去（西区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）.....25
- 放置自転車等の撤去（西区） 2 件.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）.....25
- 区出納員の事務の一部委任（西区）.....25
- 放置自転車等の撤去（西区）.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）.....25
- 放置自転車等の撤去（西区）.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西佐南区）.....26
- 建築基準法による道路の位置の変更（安佐南区）.....26
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 4 件.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....27
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....27
- 道路の区域変更（安佐北区）.....27
- 道路の供用開始（安佐北区）.....27
- 道路の区域変更（安佐北区）.....27
- 道路の供用開始（安佐北区）.....28
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....28
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....28
- 道路の区域変更（安佐北区）.....28

- 道路の供用開始（安佐北区）……………28
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………28
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………28
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安芸区）……………28
- 道路の区域変更（安芸区）……………29
- 道路の供用開始（安芸区）……………29
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………29
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………29
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………29
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……………29
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………29
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………30
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………30
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……………30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………30
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………30
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………31
- 区 告 示**
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（東区）……………31
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）……………31
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（西区）……………31
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（西区）……………31
- 公 告**
- 「広島市安全なまちづくり功労表彰」受賞者……………31
- 区 選 管 告 示**
- 広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（中区）……………33
- 広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（南区）……………33
- 広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（西区）……………33
- 広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（安芸区）……………33
- 広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧（佐伯区）……………33

教育委員会告示

- 広島市教育委員会議（定例会）の開催……………34
- 広島市公民館の指定管理者の指定……………34
- 公印の印影印刷……………34

水道局 規 程

- 給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程（第7号）……………34

規 則

広島市規則第90号

平成24年10月31日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項第8号中「佐伯工場」を削る。

第56条の見出し及び同条第1項中「安佐北工場及び佐伯工場」を「及び安佐北工場」に改め、同項の表広島市環境局佐伯工場の項を削り、同条第2項中「安佐北工場及び佐伯工場」を「及び安佐北工場」に改める。

第89条の表中「佐伯工場長」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 広島市職員安全衛生管理規則（昭和62年広島市規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第2 環境局佐伯工場の項及び別表第3 環境局佐伯工場の項を削る。
- 3 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。
別表第1の6種の項中「佐伯工場長」を削る。
- 4 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表第3の(1)の表第2種の項中「安佐北工場又は佐伯工場」を「又は安佐北工場」に改める。
- 5 広島市職員被服貸与規則（昭和32年広島市規則第21号）の一部を次のように改正する。
別表第39項中「安佐北工場又は佐伯工場」を「又は安佐北工場」に改める。
- 6 広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表第5 環境局の項中「佐伯工場長 佐伯工場」を削る。
- 7 広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 環境局の項中「佐伯工場 佐伯工場長」を削る。

別表第 3 の(1)の表環境局佐伯工場の項を削る。

8 広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和 33 年広島市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表環境局佐伯工場の項を削る。

9 広島市物品管理規則（昭和 44 年広島市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(1)の表環境局佐伯工場の項を削る。

告示

広島市告示第 470 号

平成 24 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項又は第 53 条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 78 条第 1 号又は第 115 条の 10 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 24 年 10 月 1 日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Lists various care service providers and their details.

広島市告示第 471 号

平成 24 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Lists a care support center and its closure date.

広島市告示第 472 号

平成 24 年 10 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 4 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号又は第 115 条の 20 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 平成 24 年 10 月 1 日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (名称), 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Lists various care service providers and their details.

広島市告示第 473 号

平成 24 年 10 月 1 日

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

【指定期間】

平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

Table with 4 columns: 医療機関名称, 郵便番号, 所在地, 電話番号. Lists medical institutions and their contact information.

広島市告示第 474 号

平成 24 年 10 月 2 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists a medical institution and its details.

広島市告示第 475 号

平成 24 年 10 月 2 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
しいのレディーズクリニック	広島市中区大手町二丁目7-2 大手町ウエノヤビル4階	平成24年8月31日

広島市告示第476号

平成24年10月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は 施術者の住所)		
高田 学, 中山 登, 仲井 卓 雄, 山下 廣, 吉澤 美年, 吉 澤 三枝子, 山 崎 芳浩, 山崎 博司	レイス治療 院広島西	広島市西区庚午中四 丁目15-35	あん摩・ マッサージ	平成24年 9月1日

広島市告示第477号

平成24年10月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
品川 千重	レイス治療 院広島西	広島市西区庚午中三 丁目7-18-306	あん摩・ マッサージ	平成24年 8月31日

広島市告示第478号

平成24年10月2日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
いきいきタクシーチケット (交換差額) 精神障害者用	印影印刷専用市長印

広島市告示第479号

平成24年10月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた分任出納員
別紙のとおり。
- 委任させた事務
 - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の
収納
 - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場
外で行うものに限る。）
- 委任年月日
平成24年10月1日
- 委任期間
平成24年10月1日から平成25年1月4日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	職員	青木 宏記

広島市告示第480号

平成24年10月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 委任させる事務
 - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の
収納
 - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場
外で行うものに限る。）
- 委任年月日
平成24年11月10日
- 委任期間
平成24年11月10日から平成25年1月4日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	防府競輪場	職員	大田 稔
競輪事務局	サテライト宇部	職員	河村 健一
競輪事務局	高松競輪場	職員	黒田 益光
競輪事務局	小松島競輪場	職員	坂東 大介
競輪事務局	サテライト南国	職員	木村 祐介
競輪事務局	サテライト安田	職員	武田 昌史
競輪事務局	サテライト宮崎	職員	永尾 征也
競輪事務局	サテライト三股	職員	山口 智幸
競輪事務局	サテライトみぞべ	職員	幸尾 大基
競輪事務局	サテライト鹿児島	職員	平山 憲
競輪事務局	佐世保競輪場	職員	澤野 日吉
競輪事務局	サテライト阿久根	職員	橋本 昌宣

広島市告示第481号

平成24年10月4日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長 松井一実

- 委任を受ける分任出納員
別紙のとおり。
- 委任させる事務
 - 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
 - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場外で行うものに限る。)
- 委任年月日
平成24年12月16日
- 委任期間
平成24年12月16日から平成25年1月4日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライト阪神	職員	井上 克己

広島市告示第482号

平成24年10月5日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一実

- 委任を受けた分任出納員
広島市健康福祉局保健部動物管理センター

狂犬病予防指導員 鳥越 賢太郎

2 委任させた事務

広島市衛生関係手数料条例第2条に規定する手数料(動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。)の収納

3 委任年月日

平成24年10月1日

広島市告示第483号

平成24年10月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一実

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市西区高須四丁目の187番、186番5、186番7の一部、186番8の一部、1176番1の一部、1176番2、1177番、1178番1の一部、1178番2、1178番3、1178番4、1178番5、1179番2、及び1179番3

2 開発面積

3,912.03㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町20番地

宗教法人 神慈秀明会

代表役員 小山 弘子

4 検査済証交付年月日

広指宅第10047号

平成24年10月9日

広島市告示第484号

平成24年10月9日

広島市文化交流会館条例(平成21年広島市条例第58号)第18条第1項の規定に基づき、広島市文化交流会館のホール施設の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一実

1 呼称を定めた施設

広島市文化交流会館のホール施設

2 呼称

広島文化学園HBGホール

3 呼称の略称

広島文化学園ホール

4 呼称の英語表記

Hiroshima Bunka Gakuen HBG Hall

5 呼称を使用する期間

平成24年11月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第485号

平成24年10月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は 施術者の住所)		
木戸 康人	— (出張專業)	広島市西区庚午南二丁目19-23-202	あん摩・マッサージ	平成24年9月12日
高橋 秀典	パンダ接骨鍼灸院	広島市安佐南区緑井三丁目2-3-102	柔道整復	平成24年10月1日

広島市告示第486号

平成24年10月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
金氏 宏之	パンダ接骨鍼灸院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	柔道整復	平成24年9月1日

広島市告示第487号

平成24年10月10日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	日時
広島市市営猿橋町駐車場	6区画	平成24年10月15(月)午前7時から 平成24年12月7日(金)午後5時まで

2 休止する理由

広島駅前Bブロック市街地再開発事業に伴う仮設店舗を建設するに当たり、工事用仮設ヤード（資材置き場）として使用するため。

広島市告示第488号

平成24年10月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、教育委員会学校教育部学事課物品分任出納員の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受けた物品分任出納員
口田中学校 教頭 堂免 直樹
- 委任させた事務
口田中学校における物品の出納保管に関する事務
- 委任年月日
平成24年9月19日

広島市告示第489号

平成24年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第490号

平成24年10月12日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区中筋一丁目の784番2、784番3の一部、784番4の一部及び785番1の一部
- 開発面積
1,458.02㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区中筋一丁目16番37号
砂田 秋夫
- 検査済証交付年月日
広指宅第10055号
平成24年10月12日

広島市告示第491号

平成24年10月12日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
あい・のぞみ株式会社	あい・のぞみ道徳イサービスセンター	広島市佐伯区五日市町美鈴園 50 番 43 号	平成 24 年 11 月 30 日	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示第 492 号

平成 24 年 10 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
合同会社中央ケアセンター	居宅介護支援事業所さくら	広島市佐伯区三宅一丁目 4 番 42-105 号フジイテラス五日市	平成 24 年 10 月 31 日	居宅介護支援
有限会社藤崎商事	居宅介護支援事業所ビバわかさ	広島市中区鉄砲町 3 番 8-401 号	平成 24 年 10 月 31 日	居宅介護支援
有限会社もえぎ	居宅介護支援事業所もえぎ	広島市安芸区船越南二丁目 20 番 16 号	平成 24 年 10 月 31 日	居宅介護支援

広島市告示第 493 号

平成 24 年 10 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 5 条第 2 項又は第 11 5 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業又は指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号又は第 11 5 条の 10 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		廃止年月日	サービスの 種類
	名称	所在地		
合同会社よしだ	ヘルパーステーションほたる	広島市中区十日市町二丁目 1 番 25 号 セントラル瀬戸内ビル 419 号室	平成 24 年 10 月 31 日	訪問介護及び介護予防訪問介護
有限会社まりん	訪問介護ステーションまりん	広島市中区光南一丁目 9 番 15 号	平成 24 年 10 月 31 日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社アトラス	おがわら訪問介護事業所	広島市安佐北区小河原町 1130 番地 21	平成 24 年 10 月 31 日	介護予防訪問介護

広島市告示第 494 号

平成 24 年 10 月 18 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フレスタ沼田店
- (2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字中原 5762 番

1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

猿押 光則

広島市安佐南区沼田町大字伴 5763 番地

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 猿押 政夫

広島市安佐南区沼田町大字伴 5763 番地

(変更後) 猿押 光則

広島市安佐南区沼田町大字伴 5763 番地

4 変更年月日

平成 24 年 10 月 2 日

5 届出年月日

平成 24 年 10 月 12 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目 33 番 14 号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 24 年 10 月 18 日から平成 25 年 2 月 18 日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 24 年 12 月 29 日から平成 25 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成 25 年 2 月 18 日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 495 号

平成 24 年 10 月 18 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン祇園
 - (2) 所在地 広島市安佐南区西原五丁目4番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明
広島市南区京橋町2番2号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前)
 - 開店時刻 午前9時
 - 閉店時刻 午後11時
 - (変更後)
 - 開店時刻 午前8時
 - 閉店時刻 午後11時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前)
 - 午前8時30分から午後11時30分まで
 - (変更後)
 - 午前7時30分から午後11時30分まで
- 4 変更年月日
平成24年10月18日
- 5 届出年月日
平成24年10月15日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成24年10月18日から平成25年2月18日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年2月18日
 - (2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第496号**

平成24年10月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (1) 名称 イズミ八幡店
    - (2) 所在地 広島市佐伯区八幡東三丁目3番52番1ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
代表取締役社長 山西 泰明  
広島市南区京橋町2番2号
  - 3 変更事項
    - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
      - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
        - (変更前)
- | 小売業者         | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|--------------|------|-------|
| 株式会社イズミ      | 午前9時 | 午前0時  |
| 有限会社くにきよ園芸ほか | 午前9時 | 午後10時 |
- (変更後)
- | 小売業者         | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|--------------|------|-------|
| 株式会社イズミ      | 午前8時 | 午前0時  |
| 有限会社くにきよ園芸ほか | 午前9時 | 午後10時 |
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - (変更前)
      - 午前8時45分から午前0時15分まで
    - (変更後)
      - 午前7時45分から午前0時15分まで
- 4 変更年月日  
平成24年10月16日
- 5 届出年月日  
平成24年10月15日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間

平成24年10月18日から平成25年2月18日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第497号

平成24年10月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン安古市

(2) 所在地 広島市安佐南区高取北一丁目13番

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(変更後)

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前8時45分から午後10時15分まで

(変更後)

午前7時45分から午後10時15分まで

4 変更年月日

平成24年10月16日

5 届出年月日

平成24年10月15日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年10月18日から平成25年2月18日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第498号**

平成24年10月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日

平成24年10月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                                      | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                                                   |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 安佐南区      | 中筋三丁目の一部                                             | 分流式     |
|           | 安佐北区      | 亀山三丁目の一部                                             |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字上河内及び利松三丁目の各一部                                 |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 中山中町の一部                                              |         |
|           | 安佐南区      | 東野三丁目, 高取北一丁目, 高取南町, 西原二丁目, 祇園一丁目, 祇園七丁目及び沼田町大字伴の各一部 |         |
|           | 安芸区       | 中野六丁目及び上瀬野南一丁目の各一部                                   |         |
|           | 佐伯区       | 八幡東四丁目の一部                                            |         |

広島市告示第499号

平成24年10月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供しません。

広島市長 松井一實

- 下水の処理を開始する年月日  
平成24年10月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                                             | 終末処理場の位置及び名称                              |
|-----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                          |                                           |
| 安佐南区      | 東野三丁目, 中筋三丁目, 高取北一丁目, 高取南町, 西原二丁目, 祇園一丁目, 祇園七丁目及び沼田町大字伴の各一部 | 位置: 広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称: 広島市西部水資源再生センター   |
| 安佐北区      | 亀山三丁目の一部                                                    |                                           |
| 佐伯区       | 五日市町大字上河内, 利松三丁目及び八幡東四丁目の各一部                                |                                           |
| 東区        | 中山中町の一部                                                     | 位置: 広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称: 太田川流域下水道東部浄化センター |
| 安芸区       | 上瀬野南一丁目及び中野六丁目の各一部                                          |                                           |

広島市告示第500号

平成24年10月19日

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事を次のように施行するので、同条第2項の

規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 河川の名称及び区間  
一級河川太田川水系指定区間小河原川  
上流端 左岸 広島市東区福田五丁目1150番3地先  
右岸 広島市東区福田五丁目4126番3地先  
下流端 左岸 広島市東区福田町字木ノ宗959番地先  
右岸 広島市東区福田町字恵木2465番地先  
延長 1,450m
- 河川工事の内容  
都市基盤河川改修事業
- 河川工事の期間  
平成10年10月21日から平成30年3月31日まで

広島市告示第501号

平成24年10月19日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                   | 所在地                 | 指定年月日      |
|----------------------|---------------------|------------|
| ヒューマンウェルフェア在宅クリニック   | 広島市東区牛田新町三丁目15-38   | 平成24年1月1日  |
| アーチ尾長デイサービス          | 広島市東区尾長東一丁目9-3      | 平成24年9月1日  |
| サンヒルズ広島 デイサービスセンター   | 広島市東区中山上一丁目24-1     | 平成24年6月1日  |
| まどころ訪問介護事業所          | 広島市南区向洋新町二丁目2-16    | 平成24年9月1日  |
| グループホームでしお           | 広島市南区出汐一丁目4-16      | 平成24年9月1日  |
| みなみかぜステーション訪問介護事業所   | 広島市南区東雲三丁目7-12-602号 | 平成24年5月17日 |
| ウェルスタイル広島訪問介護事業所     | 広島市南区仁保新町二丁目1-23    | 平成24年8月1日  |
| 広島市中広地域包括支援センター      | 広島市西区三篠町一丁目8-21     | 平成22年8月1日  |
| 長崎病院居宅介護支援センター       | 広島市西区三篠町一丁目8-21     | 平成22年8月1日  |
| 訪問介護事業所 ハートぼっぼ       | 広島市西区観音新町二丁目2-15    | 平成24年5月1日  |
| 医療法人社団 聖愛会 ぎおん牛田病院   | 広島市安佐南区西原八丁目29-24   | 平成24年5月1日  |
| 居宅介護支援事業所やすらぎの里広域公園  | 広島市安佐南区大塚西四丁目2-20   | 平成23年4月1日  |
| 訪問介護 やすらぎの里 広域公園     | 広島市安佐南区大塚西四丁目2-20   | 平成23年4月1日  |
| 特別養護老人ホームやすらぎの里 広域公園 | 広島市安佐南区大塚西四丁目2-20   | 平成23年4月1日  |

|                         |                     |                  |
|-------------------------|---------------------|------------------|
| 短期入所生活介護事業所 やすらぎの里 広域公園 | 広島市安佐南区大塚西四丁目 2-20  | 平成 23 年 4 月 1 日  |
| デイサービス長楽                | 広島市安佐南区長楽寺三丁目 8-8   | 平成 21 年 8 月 1 日  |
| リハビリデイサービス nagomi 下祇園店  | 広島市安佐南区山本二丁目 3-35   | 平成 24 年 9 月 1 日  |
| 居宅介護支援事業所げんき            | 広島市安佐南区緑井一丁目 28-36  | 平成 22 年 12 月 1 日 |
| 日本基準寝具株式会社 エコール事業部      | 広島市安佐南区大町東一丁目 18-44 | 平成 24 年 8 月 17 日 |
| エコール訪問看護ステーション          | 広島市安佐南区大町東一丁目 19-43 | 平成 24 年 8 月 27 日 |
| エコール在宅介護ステーション          | 広島市安佐南区大町東一丁目 19-43 | 平成 24 年 8 月 27 日 |
| 福祉用具ステーション ぶじ川内         | 広島市安佐南区川内一丁目 15-24  | 平成 23 年 4 月 1 日  |
| 福祉用具ステーション ぶじ川内         | 広島市安佐南区川内一丁目 15-24  | 平成 23 年 4 月 1 日  |
| 老人保健施設はたのりハビリ           | 広島市安芸区中野五丁目 13-30   | 平成 24 年 9 月 1 日  |
| デイサービスセンター さつき          | 広島市佐伯区五月が丘五丁目 2-3   | 平成 16 年 4 月 1 日  |

広島市告示第 5 0 2 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 廃止年月日             | 事業所の名称                   | 所在地                   | 事業者（法人）の名称      |
|-------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|
| 平成 23 年 3 月 31 日  | ヘルパーステーション ぶじ特定福祉用具販売事業所 | 広島市中区中島町 4-3 田中ビル 4 階 | 株式会社不二ビルサービス    |
| 平成 23 年 3 月 31 日  | ヘルパーステーション ぶじ福祉用具貸与事業所   | 広島市中区中島町 4-3 田中ビル 4 階 | 株式会社不二ビルサービス    |
| 平成 24 年 5 月 16 日  | みなみかぜステーション訪問介護事業所       | 広島市南区西旭町 10-5-101     | 有限会社みなみかぜステーション |
| 平成 22 年 7 月 31 日  | 広島市中広地域包括支援センター          | 広島市西区打越町 12-6         | 医療法人厚生堂         |
| 平成 22 年 7 月 31 日  | 長崎病院居宅介護支援センター           | 広島市西区打越町 12-6         | 医療法人厚生堂         |
| 平成 24 年 4 月 30 日  | ヘルパーステーション おかえり          | 広島市西区庚午北一丁目 25-23     | 株式会社おかえり        |
| 平成 22 年 11 月 30 日 | 居宅介護支援事業所げんき             | 広島市安佐南区長楽寺三丁目 40-7    | サンステップ有限会社      |
| 平成 24 年 8 月 16 日  | 日本基準寝具株式会社 エコール事業部       | 広島市安佐南区大町東一丁目 19-43   | 日本基準寝具株式会社      |
| 平成 24 年 8 月 26 日  | エコール訪問看護ステーション           | 広島市安佐南区大町東一丁目 8-25-30 | 日本基準寝具株式会社      |
| 平成 24 年 8 月 26 日  | エコール在宅介護ステーション           | 広島市安佐南区大町東一丁目 8-25-30 | 日本基準寝具株式会社      |

広島市告示第 5 0 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

広島市市税条例（昭和 2 9 年広島市条例第 2 5 号）第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定し

たので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 2 4 年 1 月 1 日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第 3 4 条の 6 第 1 項第 3 号の規定を適用する。

広島市長 松 井 一 實

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 寄附金を受領する者    | 寄附金を受領する者の所在地         |
| 社会福祉法人 くすの木会 | 広島市西区福島町二丁目 3 番 3 0 号 |

広島市告示第 5 0 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、教育委員会学校教育部学事課物品分任出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させましたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 解除を受けた物品分任出納員  
口田中学校 教頭 堂免 直樹
- 解除させた事務  
口田中学校における物品の出納保管に関する事務
- 解除年月日  
平成 2 4 年 1 0 月 9 日

広島市告示第 5 0 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安佐南区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までを除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

広島市告示第 5 0 6 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称         | 所在地              | 指定年月日      |
|------------|------------------|------------|
| まこと歯科クリニック | 広島市中区千田町三丁目3-11  | 平成24年10月1日 |
| 東宝薬局       | 広島市東区牛田本町二丁目1-18 | 平成24年10月1日 |
| 野村歯科医院     | 広島市南区段原日出一丁目1-13 | 平成24年10月1日 |
| ウォンツ字品東薬局  | 広島市南区字品東二丁目3-18  | 平成24年10月1日 |

広島市告示第507号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                 | 所在地              | 指定年月日     |
|--------------------|------------------|-----------|
| 医療法人 青心会 ころ歯科クリニック | 広島市安佐南区伴南四丁目20-6 | 平成23年4月1日 |

広島市告示第508号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称        | 所在地                     | 廃止年月日      |
|-----------|-------------------------|------------|
| 東宝薬局      | 広島市東区牛田旭一丁目14-26 熊野ビル1階 | 平成24年10月1日 |
| 野村歯科医院    | 広島市南区段原四丁目10-14         | 平成24年10月1日 |
| ウエヤマ薬局    | 広島市西区観音本町二丁目6-3         | 平成24年9月7日  |
| 西広島タカズミ薬局 | 広島市西区天満町14-1 1階         | 平成24年9月1日  |
| 末広薬局      | 広島市安佐南区相田二丁目7-18        | 平成24年9月10日 |

広島市告示第509号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称         | 所在地              | 廃止年月日     |
|------------|------------------|-----------|
| こころ歯科クリニック | 広島市安佐南区伴南四丁目20-6 | 平成23年4月1日 |

広島市告示第510号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                        | 所在地                       | 変更年月日      |
|---------------------------|---------------------------|------------|
| 日本基準寝具株式会社 エコール訪問看護ステーション | (旧) 広島市安佐南区大町東一丁目8-25-302 | 平成24年8月27日 |
|                           | (新) 広島市安佐南区大町東一丁目19-43    |            |

広島市告示第511号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称               | 所在地         | 変更年月日     |
|------------------|-------------|-----------|
| (旧) 川堀病院         | 広島市南区松川町3-8 | 平成24年8月1日 |
| (新) 医療法人三溪会 川堀病院 |             |           |

広島市告示第512号

平成24年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施 術 者               | 施 術 所      |                               | 業務の種類 | 指定年月日      |
|---------------------|------------|-------------------------------|-------|------------|
|                     | 名 称        | 所 在 地<br>(出張專業の場合は<br>施術者の住所) |       |            |
| 小澤 昇, 久保田 大貴, 栗原 敦子 | ねこの手はり灸整骨院 | 広島市中区猫屋町2-22                  | 柔道整復  | 平成24年10月1日 |
| 森本 達也               | ひなた整骨院     | 広島市安佐南区相田一丁目3-7               | 柔道整復  | 平成24年10月1日 |

広島市告示第 5 1 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施 術 者       | 施 術 所      |              | 業務の種類 | 廃止年月日      |
|-------------|------------|--------------|-------|------------|
|             | 名 称        | 所 在 地        |       |            |
| 小澤 昇, 佐藤 直樹 | ねこの手はり灸整骨院 | 広島市中区猫屋町2-22 | 柔道整復  | 平成24年9月30日 |

広島市告示第 5 1 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 Jゾーン大町
- (2) 所在地 広島市安佐南区大町東三丁目 1 3 2 9 番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フォーライフコーポレーション  
代表取締役 和泉 一之  
広島市中区舟入中町 1 1 番 2 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 小売業者            |               | 住 所                  |
|-----------------|---------------|----------------------|
| 氏名又は名称          | 代 表 者         |                      |
| 株式会社リックコーポレーション | 代表取締役社長 川西 良二 | 岡山市北区下中野 4 6 5 番地の 4 |
| 未定              | —             | —                    |

(変更後)

| 小売業者            |               | 住 所                  |
|-----------------|---------------|----------------------|
| 氏名又は名称          | 代 表 者         |                      |
| 株式会社リックコーポレーション | 代表取締役社長 川西 良二 | 岡山市北区下中野 4 6 5 番地の 4 |

|            |             |                  |
|------------|-------------|------------------|
| 株式会社イトウゴフク | 代表取締役 伊藤 龍夫 | 岡山市南区千鳥町 5 番 1 号 |
|------------|-------------|------------------|

4 変更年月日

平成 2 4 年 1 0 月 4 日

5 届出年月日

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日から平成 2 5 年 2 月 2 5 日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 4 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 5 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 2 5 年 2 月 2 5 日

(2) 提出先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第 5 1 5 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第 5 1 6 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日

平成 2 4 年第 4 回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松 井 一 實

1 招集日 平成 2 4 年 1 1 月 2 日

2 招集場所 広島市役所

3 付議事件

(1) 専決処分<sup>かし</sup>の報告について

道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

(2) 平成23年度広島市各会計歳入歳出決算, 平成23年度広島市水道事業決算, 平成23年度広島市下水道事業決算, 平成23年度広島市病院事業決算

広島市告示第517号

平成24年10月26日

広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第14

別紙

【変更後の家賃額】

| 住宅種別   | 住宅名           | 号室       | 構造 | 建設年度  | 利便性係数  | 近傍同種家賃(家賃限度額)  | 本来家賃(月額)     |                    |                    |                    |                    |                    |                    |              |        |
|--------|---------------|----------|----|-------|--------|----------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------|
|        |               |          |    |       |        |                | 政令月収         |                    |                    |                    |                    |                    |                    |              |        |
|        |               |          |    |       |        |                | 0<br>104,000 | 104,001<br>123,000 | 123,001<br>139,000 | 139,001<br>158,000 | 158,001<br>186,000 | 186,001<br>214,000 | 214,001<br>259,000 | 259,001<br>} |        |
| 公営     | 江波第三アパート      | 41,43号   | 中耐 | 昭和40年 | 0.8747 | 21,500         | 13,400       | 15,500             | 17,700             | 19,900             | 21,500             | 21,500             | 21,500             | 21,500       |        |
|        | 江波沖住宅8号棟      | 501,511号 | 高耐 | 平成5年  | 0.9195 | 34,000         | 15,100       | 17,500             | 20,000             | 22,500             | 25,700             | 29,700             | 34,000             | 34,000       |        |
|        | 戸坂東浄第三アパート    | 101号     | 中耐 | 昭和44年 | 0.8476 | 16,200         | 10,700       | 12,400             | 14,200             | 16,000             | 16,200             | 16,200             | 16,200             | 16,200       |        |
|        | 戸坂大須住宅4号棟     | 102号     |    | 平成1年  | 0.8842 | 51,800         | 25,100       | 29,000             | 33,100             | 37,400             | 42,700             | 49,300             | 51,800             | 51,800       |        |
|        | 字品神田住宅1号棟     | 404号     |    | 昭和56年 | 0.9086 | 47,600         | 23,800       | 27,500             | 31,500             | 35,500             | 40,600             | 46,800             | 47,600             | 47,600       |        |
| コミュニティ | 霞第A-2住宅       | 104号     | 高耐 | 昭和57年 | 0.8994 | 56,400(62,100) | 21,900       | 25,300             | 28,900             | 32,600             | 37,200             | 43,000             | 50,300             | 56,400       |        |
|        | 霞第A-2住宅       | 211,305号 |    |       | 0.8994 | 39,600(50,800) | 15,100       | 17,400             | 19,900             | 22,500             | 25,700             | 29,700             | 34,700             | 39,600       |        |
|        | 霞第A-3住宅       | 402号     |    | 昭和54年 | 0.8994 | 37,400(48,700) | 14,400       | 16,600             | 19,000             | 21,500             | 24,500             | 28,300             | 33,100             | 37,400       |        |
|        | 霞第A-5住宅       | 602号     |    | 昭和55年 | 0.8974 | 38,300(53,400) | 14,600       | 16,900             | 19,300             | 21,800             | 24,900             | 28,700             | 33,600             | 38,300       |        |
| 公営     | 新庄第二アパート      | 46号      | 中耐 | 昭和40年 | 0.8579 | 15,300         | 9,300        | 10,800             | 12,300             | 13,900             | 15,300             | 15,300             | 15,300             | 15,300       |        |
|        | 新庄第五アパート      | 54号      |    | 昭和41年 | 0.8579 | 16,300         | 10,200       | 11,700             | 13,400             | 15,200             | 16,300             | 16,300             | 16,300             | 16,300       |        |
|        | 己斐ふじハイソ第八アパート | 401号     |    | 昭和57年 | 0.8433 | 40,700         | 21,800       | 25,200             | 28,800             | 32,500             | 37,100             | 40,700             | 40,700             | 40,700       |        |
|        | 庚午南住宅11号棟     | 210号     |    | 昭和61年 | 0.8873 | 52,800         | 28,600       | 33,000             | 37,700             | 42,500             | 48,600             | 52,800             | 52,800             | 52,800       |        |
|        | 鈴が峰第四アパート     | 303号     |    | 昭和54年 | 0.8678 | 37,500         | 20,500       | 23,600             | 27,000             | 30,500             | 34,800             | 37,500             | 37,500             | 37,500       |        |
|        | 鈴が峰東第四十二アパート  | 301号     |    | 昭和53年 | 0.8461 | 44,700         | 21,400       | 24,700             | 28,200             | 31,800             | 36,400             | 42,000             | 44,700             | 44,700       |        |
|        | 可部中島第一アパート    | 202号     |    | 昭和48年 | 0.8239 | 22,600         | 14,400       | 16,600             | 19,000             | 21,500             | 22,600             | 22,600             | 22,600             | 22,600       | 22,600 |
|        | 可部中島第二アパート    | 302号     |    |       |        |                |              |                    |                    |                    |                    |                    |                    |              |        |
|        | 船越西古谷住宅3号棟    | 203号     |    | 昭和60年 | 0.8641 | 51,100         | 25,100       | 29,000             | 33,200             | 37,400             | 42,800             | 49,400             | 51,100             | 51,100       |        |
|        | 千同住宅2号棟       | 203号     |    | 昭和61年 | 0.8623 | 44,500         | 22,800       | 26,300             | 30,100             | 33,900             | 38,800             | 44,500             | 44,500             | 44,500       |        |

※ 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によって算出した金額を加算した額。(本来家賃+ (近傍同種家賃-本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収入区分              | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 158,001円~186,000円 | 1/5 | 2/5 | 3/5 | 4/5 | 1   |
| 186,001円~214,000円 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 1   | -   |
| 214,001円~259,000円 | 1/2 | 1   | -   | -   | -   |
| 259,001円~         | 1   | -   | -   | -   | -   |

広島市告示第518号

平成24年10月26日

計量法(平成4年法律第51号)第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

1 変更内容(対象住宅, 変更後の家賃)

別紙のとおり。

2 変更期間

平成25年1月1日から平成25年3月31日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置等

1 実施区域

安佐北区, 安佐南区, 佐伯区及び西区

2 実施期日

平成24年11月26日から平成25年3月31日まで(土曜日, 日曜日, 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

3 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあつては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

4 対象器物

非自動はかりでひょう量が2トンを超えるもの

5 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会

広島市告示第519号

平成24年10月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フレスタ沼田店

(2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字中原5762番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

猿押 光則

広島市安佐南区沼田町大字伴5763番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

171台

(変更後)

80台

4 変更年月日

平成25年4月1日

5 届出年月日

平成24年10月22日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年10月26日から平成25年2月26日まで。  
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の

ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成25年2月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第520号

平成24年10月29日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市南区南大河町の38番2の一部、39番2の一部及び559番2の一部

2 開発面積

4,006.12㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区南大河町12番1号

株式会社あかしあ 代表取締役 前田 博昭

4 検査済証交付年月日

平成24年10月29日

広島市告示第521号

平成24年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イズミ・青五沼田店

(2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字豊島7690番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

土井 英史

広島市安佐南区沼田町大字伴7634番地の1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| 駐車場   | 収容台数 |
|-------|------|
| 第一駐車場 | 24台  |
| 第二駐車場 | 17台  |
| 第三駐車場 | 32台  |
| 計     | 73台  |

(変更後)

| 駐車場   | 収容台数 |
|-------|------|
| 第一駐車場 | 24台  |
| 第二駐車場 | 7台   |
| 第三駐車場 | 32台  |
| 第四駐車場 | 10台  |
| 計     | 73台  |

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業者      | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|-----------|-------|------|
| 株式会社イズミほか | 午前9時  | 午前0時 |
| 株式会社青五    | 午前10時 | 午後9時 |

(変更後)

| 小売業者      | 開店時刻    | 閉店時刻 |
|-----------|---------|------|
| 株式会社イズミほか | 午前8時30分 | 午前0時 |
| 株式会社青五    | 午前10時   | 午後9時 |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場      | 利用可能時間帯            |
|----------|--------------------|
| 第一・第二駐車場 | 午前8時45分から午前0時15分まで |
| 第三駐車場    | 午前8時45分から午後9時15分まで |

(変更後)

| 駐車場      | 利用可能時間帯            |
|----------|--------------------|
| 第一・第二駐車場 | 午前8時15分から午前0時15分まで |
| 第三・第四駐車場 | 午前8時15分から午後9時15分まで |

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

| 駐車場      | 出入口の数 |
|----------|-------|
| 第一・第二駐車場 | 3か所   |
| 第三駐車場    | 2か所   |
| 計        | 5か所   |

(変更後)

| 駐車場      | 出入口の数 |
|----------|-------|
| 第一・第二駐車場 | 3か所   |
| 第三駐車場    | 2か所   |
| 第四駐車場    | 1か所   |
| 計        | 6か所   |

4 変更年月日

平成24年10月30日

5 届出年月日

平成24年10月26日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部市政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年10月31日から平成25年2月28日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第522号

平成24年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イズミ・青五沼田店

(2) 所在地 広島市安佐南区沼田町大字伴字豊島7690番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市南区京橋町2番22号

土井 英史

広島市安佐南区沼田町大字伴7634番地の1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり。  
(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成24年10月26日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成24年10月31日から平成25年2月28日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成25年2月28日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第523号

平成24年10月31日

広島市市営猿猴橋町駐車場の一部を廃止するため、広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例13号)第2条の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 一部廃止する駐車場

| 駐車場名         | 位置        | 駐車規模     |
|--------------|-----------|----------|
| 広島市市営猿猴橋町駐車場 | 広島市南区猿猴橋町 | 駐車台数 10台 |

2 廃止する日

平成24年11月1日

広島市告示第524号

平成24年10月31日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第9条の規定に基づき、広島市市営基町駐車場の駐車規模、供用時間、休日及び駐車できる自動車を定めた昭和45年4月1日付け広島市告示第47号の一部を平成24年11月1日から次のように改正します。

広島市長 松井一實

表広島市市営基町駐車場の項中「駐車台数562台」を「駐車台数631台」に改め、「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する自動車のうち二輪車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車で車長5メートル及び車高1.9メートル以下のもの」を「道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車(定期駐車券による利用に限る。)及び普通自動二輪車で総排気量125ccを超えるもの(定期駐車券による利用に限る。)並びに普通自動車で車長5メートル及び車高1.9メートル以下のもの」に改める。

広島市告示(中区)第191号

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第192号

平成24年10月3日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第193号

平成24年10月3日

袋町小学校地下自転車等駐車場内及び小町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、

は、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第194号

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第195号**

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第196号

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第197号**

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第198号

平成24年10月3日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等

については、9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第199号**

平成24年10月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第200号

平成24年10月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第201号**

平成24年10月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第202号

平成24年10月10日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第203号

平成24年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第204号

平成24年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第205号

平成24年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第206号

平成24年10月17日

富士見町第二自転車等駐車場内及び東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第207号

平成24年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第208号

平成24年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第209号

平成24年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第210号

平成24年10月24日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第211号

平成24年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第212号

平成24年10月24日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等

については、10月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第213号**

平成24年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第214号

平成24年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第215号**

平成24年10月31日

袋町小学校自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第216号

平成24年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(東区)第95号

平成24年10月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第96号**

平成24年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第97号

平成24年10月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第98号**

平成24年10月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(東区)第99号

平成24年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第100号

平成24年10月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分日出納員
東区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)
嘱託員 大柳 健
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日
平成24年8月1日
- 4 委任期間
平成24年8月1日から平成25年3月31日まで

広島市告示(東区)第101号

平成24年10月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第102号

平成24年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第103号

平成24年10月31日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成24年10月31日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田東二丁目274番2及び274番2地先河川・水路
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 15.22メートル

広島市告示(南区)第156号

平成24年10月2日

青崎駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第157号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第158号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第159号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第160号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第161号

平成24年10月2日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第162号

平成24年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第163号

平成24年10月11日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第164号

平成24年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第165号

平成24年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第166号

平成24年10月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
2 指定年月日 平成24年10月11日
3 路線名 都市計画道路東雲大州線外1(東雲大州線)
4 道路の位置 (起点)南区大州一丁目162-97 (終点)南区大州一丁目162-102
5 道路の幅員 11.0メートル
8 道路の延長 11.0メートル

広島市告示(南区)第167号

平成24年10月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。その関係図面は、平成24年10月12日から同月26日まで、広島市南区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Content: 里道, 南1区20号里道, 南蟹屋二丁目719番11地先から南蟹屋二丁目735番13地先まで

広島市告示(南区)第168号

平成24年10月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
2 指定年月日 平成24年10月16日
3 路線名 都市計画道路霞庚午線
4 道路の位置 起点 南区旭一丁目1678-4 終点 南区旭一丁目1418-3
5 道路の幅員 12.0m~32.0m
6 道路の延長 320.0m

広島市告示(南区)第169号

平成24年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第170号

平成24年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第171号

平成24年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第172号

平成24年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第173号

平成24年10月22日

天神川駅南駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第120号

平成24年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第121号

平成24年10月3日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月1日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第122号

平成24年10月4日

平成24年3月6日付広島市告示(西区)第41号で告示した内容を、次のとおり訂正します。

その関係図面は、平成24年10月4日から同年10月18日まで広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

(訂正前)

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	西4区87号里道	草津南三丁目1847番3地先から草津南三丁目1848番2地先まで
	新	西4区87号里道	草津南三丁目1847番3地先から草津南三丁目1848番4地先まで

(訂正後)

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	西4区281号里道	草津南三丁目1847番3地先から草津南三丁目1848番2地先まで
	新	西4区281号里道	草津南三丁目1847番3地先から草津南三丁目1848番4地先まで

広島市告示(西区)第123号

平成24年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により

自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第124号

平成24年10月9日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月4日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略



広島市告示(西区)第125号

平成24年10月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第126号

平成24年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第127号

平成24年10月18日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月15日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略



広島市告示(西区)第128号

平成24年10月19日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員
西区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)
嘱託員 仲山 尚樹
嘱託員 出口 照
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の取納
- 3 委任年月日
平成24年10月1日
- 4 委任期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで



広島市告示(西区)第129号

平成24年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第130号

平成24年10月23日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月19日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略



広島市告示(西区)第131号

平成24年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第132号

平成24年10月31日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、10月29日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第89号

平成24年10月3日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成24年9月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第90号

平成24年10月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 平成24年10月4日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区大町西三丁目1112番2, 1113番2
- 4 幅員及び延長 幅員4.0m
延長18.45m

広島市告示(安佐南区)第91号

平成24年10月9日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第11号
- 2 指定年月日 平成24年10月9日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目1343-1の一部, 1344-5, 1354-1の一部, 1

343-5の一部, 1343-6の一部及び1354-4の一部

- 4 幅員及び延長 幅員 4.13~4.26m
延長 34.90m

広島市告示(安佐南区)第92号

平成24年10月17日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 平成24年10月17日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区高取南一丁目884番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.00m
延長 41.70m

広島市告示(安佐南区)第93号

平成24年10月23日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第12号
- 2 指定年月日 平成24年10月23日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内四丁目171番の一部及び173番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m
延長 25.50m

広島市告示(安佐南区)第94号

平成24年10月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第13号
- 2 指定年月日 平成24年10月24日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区八木三丁目6046-3, 6046-8, 6046-31, 6046-10, 6046-9の一部, 6045-23, 6045-24の一部, 6045-25の一

部、6045-36の一部、6045-26の一部、6045-10の一部、6046-39、6046-12、6046-13の一部、6046-14の一部、6045-12、6046-41、6046-16、6046-17の一部、6046-18の一部、6045-29、6045-30の一部、6045-31の一部、6045-39の一部、6045-32の一部、6045-33の一部、6045-42の一部、6045-14、6045-15の一部、6046-43、6046-44の一部、6046-20、6046-21の一部、6046-22の一部、6046-23の一部、6045-38、6045-44、6045-16、6046-45、6046-25、6045-17の一部、6046-28の一部、6046-29の一部、6046-48の一部、6049-12の一部、6053-17の一部、6045-41の一部、6049-9、6049-5の一部、6049-6の一部、6049-7の一部、6053-16、6053-31の一部、6053-37の一部、6049-4、6049-2の一部、6048-9の一部及び6051-2の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.00m
延長 377.95m

広島市告示(安佐北区)第156号

平成24年10月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。その関係図面は、平成24年10月9日から同月23日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安佐北1区1270号里道	安佐北区白木町大字井原字下モ江地3540番2地先から同3543番地先まで
	新	安佐北1区1270号里道	安佐北区白木町大字井原字下モ江地3540番3地先から同3543番地先まで

広島市告示(安佐北区)第157号

平成24年10月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。その関係図面は、平成24年10月9日から同月23日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐北1区1270号里道	安佐北区白木町大字井原字下モ江地3540番3地先から同3543番地先まで

広島市告示(安佐北区)第158号

平成24年10月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月15日から同月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北2区661号線	安佐北区深川二丁目1668番1地先から安佐北区深川二丁目1670番1地先まで	旧	4.20 ~ 7.00	47.80
			新	6.00 ~ 9.00	

広島市告示(安佐北区)第159号

平成24年10月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月15日から同月29日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北2区661号線	安佐北区深川二丁目1668番1地先から安佐北区深川二丁目1670番1地先まで	平成24年10月15日

広島市告示(安佐北区)第160号

平成24年10月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月23日から同年11月6日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区385号線	安佐北区亀山六丁目1586番1地先から安佐北区亀山六丁目1586番1地先まで	旧	3.40 ~ 8.50	6.20
			新	4.50 ~ 9.00	
国道	191号	安佐北区亀山六丁目1586番1地先から安佐北区亀山六丁目1586番1地先まで	旧	11.00 ~ 12.50	24.50
			新	13.00 ~ 15.00	

広島市告示(安佐北区)第161号

平成24年10月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月23日から同年11月6日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区385号線	安佐北区亀山六丁目1586番1地先から安佐北区亀山六丁目1586番1地先まで	平成24年10月23日
国道	191号	安佐北区亀山六丁目1586番1地先から安佐北区亀山六丁目1586番1地先まで	平成24年10月23日

広島市告示(安佐北区)第162号

平成24年10月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第163号

平成24年10月25日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場、玖村駅駐輪場、安芸矢口駅及び安芸矢口駅前駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成24年10月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第164号

平成24年10月30日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月30日から同年11月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
県道	広島中島線	安佐北区深川五丁目1631番1地先から安佐北区深川五丁目48番2地先まで	旧	6.20 ~ 17.50	374.00
			新	10.00 ~ 19.80	

広島市告示(安佐北区)第165号

平成24年10月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月30日から同年11月13日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	広島中島線	安佐北区深川五丁目1631番1地先から安佐北区深川五丁目48番2地先まで	平成24年10月30日

広島市告示(安芸区)第72号

平成24年10月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第73号

平成24年10月9日

安芸中野駅第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第74号

平成24年10月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を変更します。その関係図面は、平成24年10月11日から10月25日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

新旧別	区分	路線名等	所在(起点及び終点)
旧	里道	安芸1区558号里道	瀬野四丁目1269番1地先から瀬野四丁目1269番1地先まで
新	水路	K4-G-61-6-20号水路	瀬野四丁目1269番1地先から瀬野四丁目1269番1地先まで
旧	里道	安芸1区558号里道	瀬野四丁目1269番1地先から瀬野四丁目1264番2地先まで
新	水路	K4-G-61-6-21号水路	瀬野四丁目1269番1地先から瀬野四丁目1264番2地先まで
旧	里道	安芸1区558号里道	瀬野四丁目1264番2地先から瀬野四丁目1262番1地先まで
新	水路	K4-G-61-6-23号水路	瀬野四丁目1264番2地先から瀬野四丁目1262番1地先まで
旧	里道	安芸1区558号里道	瀬野四丁目1262番1地先から瀬野四丁目1262番1地先まで
新	水路	K4-G-61-6-25号水路	瀬野四丁目1262番1地先から瀬野四丁目1262番1地先まで

広島市告示(安芸区)第75号

平成24年10月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月11日から10月25日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸3区37号線	安芸区船越四丁目270番1地先から安芸区船越四丁目270番6地先まで	旧	メートル 1.00 ~ 1.50	メートル 28.50
			新	メートル 5.70 ~ 16.50	メートル 28.50
市道	安芸3区39号線	安芸区船越四丁目270番1地先から安芸区船越四丁目270番1地先まで	旧	メートル 4.00 ~ 4.00	メートル 12.30
			新	メートル 18.70 ~ 20.00	メートル 12.30

広島市告示(安芸区)第76号

平成24年10月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成24年10月11日から10月25日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸3区37号線	安芸区船越四丁目270番1地先から安芸区船越四丁目270番6地先まで	平成24年10月11日

市道	安芸3区39号線	安芸区船越四丁目270番1地先から安芸区船越四丁目270番1地先まで	平成24年10月11日
----	----------	------------------------------------	-------------

広島市告示(安芸区)第77号

平成24年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第78号

平成24年10月19日

安芸中野駅駐輪場、中野東駅西口駐輪場、瀬野駅南口駐輪場及び瀬野駅北口駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については10月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第79号

平成24年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第80号

平成24年10月24日

中野東駅東口駐輪場、中野東駅西口駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については10月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(佐伯区)第116号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第117号

平成24年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第118号

平成24年10月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成24年10月5日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区楽々園三丁目2732番7の一部、2732番8の一部、2733番5の一部、2733番13の一部、2733番14の一部、2733番15の一部、2733番13地先市道(佐伯4区109号線)
- 4 幅員及び延長 幅員 4.0m
延長 59.18m

広島市告示(佐伯区)第119号

平成24年10月12日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成24年10月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第120号

平成24年10月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第121号

平成24年10月16日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。その関係図書は、平成24年10月16日から同月30日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	佐伯3区501号里道	坪井一丁目1393番1地先から1393番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第122号

平成24年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第123号

平成24年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第124号

平成24年10月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成24年10月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第125号

平成24年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

区告示

広島市東区告示第9号

平成24年10月1日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 円奈勝治

記

Table with 3 columns: Name, Resident Address, and Content of Disposal. Entry for NAKAGAWA JENNYLYN LAYCO.

広島市南区告示第12号

平成24年10月30日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 住田雄二

記

Table with 3 columns: Name, Resident Address, and Content of Disposal. Entries for 坂本 辰子, 木本 順平, 合田 主税, 國本 豊之.

「広島市安全なまちづくり功労表彰」受賞者名簿

(敬称略・50音順)

【個人】

Table with 4 columns: No, District, Name, and Main Activity Content. Lists individuals like 板本 数明 and 瀬戸 繁.

Table with 3 columns: Name, Resident Address, and Content of Disposal. Entry for 山田 忠勝.

広島市西区告示第12号

平成24年10月2日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市西区長 向井政博

記

Table with 3 columns: Name, Resident Address, and Content of Disposal. Multiple entries for various residents.

広島市西区告示第13号

平成24年10月2日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市西区長 向井政博

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 19-50

公告

公告

平成24年10月11日

別記の者を表彰したので、広島市表彰条例第7条に基づき公告します。

広島市長 松井一實

4	南区	岡田 澄男	・児童の登校時のあいさつ運動, 見守り
5		新宅 信子	・児童の登下校時の見守り
6	西区	橋川 徹	・青色防犯パトロール (自己所有車両) ・夏休み・冬休み期間の子どもとの合同パトロール ・児童の登下校時の見守り ・街灯・防犯灯の点検
7	安佐南区	岩田 稔香	・夜間パトロール ・児童の登下校時の見守り
8		三上 カズコ	・防犯パトロール ・児童の登下校時の見守り
9		森中 達雄	・児童の登下校時の見守り
10	安佐北区	南部 重幸	・児童の登下校時の見守り ・児童の下校時の付き添い
11	安芸区	木下 高次	・児童の下校時の声かけ, 見守り ・通学路の巡回
12		中村 勇	・児童の下校時の声かけ, 見守り ・通学路の巡回
13		山岡 義弘	・児童の登下校時の見守り
14	佐伯区	加藤 利光	・夜間パトロール

【団体】

No.	区	氏名	主な活動内容
1	中区	江波西一丁目見守り隊	・児童の下校時の声かけ・見守り
2		舟入川下町内会・舟入川南町内会合同パトロール隊	・夜間パトロール
3	東区	牛田新町三丁目第三町内会自主防犯会	・夜間パトロール ・児童の下校時の見守り
4		惣田町内会防犯パトロール隊	・夜間パトロール ・JR戸坂駅前駐輪場での自転車盗難防止キャンペーン ・児童の登下校時の挨拶運動, 見守り
5	南区	大河地区地域安全パトロール隊	・夜間パトロール ・児童の登下校時の見守り ・変質者出没・痴漢事案の発生に対し, パトロールを実施 ・防犯灯の改善等の環境整備を実施
6		ボランティアだんばら	・児童の登下校時の見守り
7	西区	大宮1丁目地区防犯パトロール隊	・夜間パトロール, 年末パトロール ・児童の登下校時の見守り
8		山田地区老人クラブ「むつみ会」見守り隊	・児童の下校時の見守り
9	安佐南区	大町学区防犯パトロール隊	・小学校区内のパトロール
10		土手・中仙道自治会	・夜間パトロール (7月と8月は児童も参加) ・自宅周辺での児童の登下校時の見守り
11		東野小学校学校安全ガードボランティア	・児童の登校時の声かけ, 見守り ・不審者出没時の下校時の見守り ・通学路の安全点検・連絡
12		八木学区防犯組合八木小下校時パトロール隊	・下校時の通学路のパトロール ・定点見守り, 同伴下校
13	安佐北区	安佐北交通安全協会 三入東支部	・児童の登下校時の見守り
14		あさひが丘防犯組合連合会	・夜間の青色防犯パトロール ・児童の登下校時の青色防犯パトロールによる通学路の見守り
15		可部南学区防犯組合連合会	・青色防犯パトロール (日中・夜間, 登校時の通学路) ・児童の登校時の挨拶運動, 見守り
16		久地地区子供見守り隊	・児童の登校時の付き添い ・児童の登下校時の見守り
17	安芸区	瀬野地区防犯組合	・町内防犯パトロール, 青色防犯パトロール ・児童の登下校時の見守り ・瀬野駅前駐輪場での防犯診断, 利用者への声かけ ・凶悪事案等発生時の防犯パトロール体制を編成
18		広島安芸交通安全運動推進隊 中野地区隊	・青色防犯パトロール ・児童の登下校時の見守り

19	老人クラブ第二日乃出会	・児童の下校時の見守り
20	五月が丘四丁目17年度役員OB防犯パトロール会	・夜間パトロール
21	東川角見まもり隊	・児童の登下校時の見守り
22	佐伯区 美鈴が丘小学校安全ガードボランティア	・児童の登下校時の声かけ、見守り ・留守家庭子ども会の児童下校時のパトロール ・不審者情報等を学校に提供
23	美鈴が丘東三丁目パトロール隊	・夜間パトロール (定例) ・防犯パトロール (随時)

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成24年10月10日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年9月1日現在により調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内
広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成24年10月20日から平成24年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第19号

平成24年10月12日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年9月1日現在で調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次により関係人の縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成24年10月20日から11月3日までの15日間、毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

平成24年10月15日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年9月1日現在において調製した広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成24年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号

平成24年10月11日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年9月1日現在により調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成24年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号

平成24年10月12日

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年9月1日現在調製の広島海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次により関係人の縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 岡野浩巳

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成24年10月20日から平成24年11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第13号

平成24年10月23日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成24年10月26日（金） 午前10時～
2 場所 中区役所6階教育委員室
3 議題

【公開議題】

- (1) 平成25年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
(2) 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見の申出について（代決報告）
(3) 平成25年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案）

【非公開予定議題】

- (4) 教職員の人事について（代決報告）
(5) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第14号

平成24年10月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 指定に係る公の施設
広島市大塚公民館
2 指定の相手方
広島市中区加古町4番17号
財団法人広島市未来都市創造財団
3 指定の期間
平成25年2月1日から平成26年3月31日まで

広島市教育委員会告示第15号

平成24年10月30日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

Table with 2 columns: 文書名, 印影を印刷する公印の名称. Row 1: 卒業証書, 広島市立舟入高等学校長印. Row 2: 生徒証, 広島市立舟入高等学校長印.

水道局規程

広島市水道局規程第7号

平成24年10月30日

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 宮本晃

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成9年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「配水管に」を「配水管から分岐して」に、「取り付け」を「設ける」に、「当該」を「給水装置の配水管への」に改める。

第2条第2項中「配水管に」を「配水管から分岐して」に、「取り付け」を「設ける」に、「当該」を「給水装置の配水管への」に、「及び分水栓、仕切弁、止水栓並びにボックス等」を「異形管、弁栓類及びボックス類等」に改める。

第3条第3項を削る。

第4条中「技術上やむを得ない場合は」を「宅地内で技術上やむを得ない場合は」に改める。

第5条の見出し中「及び標示板」を削る。

第6条第2項中「配水管」を「給水管」に改める。

第7条を次のように改める。

（給水管の分岐）

第7条 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行する場合は、口径250ミリメートル以下の配水管（異形管を除く。）から分岐しなければならない。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。

2 配水管への取付口における給水管の口径は、25ミリメートル以上とする。

3 配水管への取付口と配水管の継手との間隔は、50センチメートル以上としなければならない。

4 配水管への取付口の位置は、配水管の管末から2メートル以上上流側でなければならない。

5 サドル付分水栓及び可とう式サドル付分水栓を取り付ける管が金属管の場合には、貫通部に防食用の密着コアを取り付けなければならない。

6 配水管への取付口における給水管の口径は、T字管を使用する場合を除き、分岐しようとする管の口径の4分の3以下でなければならない。

7 共同溝に布設してある配水管から分岐して給水管を設ける工事では、給水管は占用許可書に定める配管としなければならない。

8 給水管の引込みは、1給水装置について1分岐とする。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。
第10条第3項を次のように改める。

3 道路内に設ける仕切弁及び止水栓には、必要に応じて継ぎ足し金具等を設置し、ボックス内で開閉作業が行えなければならない。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。